実績評価書

(厚生労働省24(I-5-1))

<u> </u>												
施策目標名	感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標 I ー5ー1)											
施策の概要	本施策は、公衆衛生の向上及び増進を図るために実施しています。 具体的には、感染症の発生やまん延を防止するため、感染症患者への医療の提供や、予防接種施策の推進、肝炎 対策の推進等に取り組んでいます。											
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関 連計画等)	【施策の背景】 国内の衛生水準や医療水準の向上により、かつてに比べ多くの感染症が克服されてきた一方、肝炎や結核などの感染症には今なお多くの人が感染していることや、新型インフルエンザなど新たな感染症が発生する可能性があることを踏まえ、引き続き感染症の発生・まん延を防止する取組みを進めていく必要があります。 【施策の枠組み】 〇 感染症対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、検疫法(昭和26年法律第201号)等に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を講じることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図っています。 〇 予防接種施策については、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、伝染のおそれなどがある疾病の発生及びまん延を予防するために、市町村が予防接種を行うとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図っています。 〇 肝炎対策については、肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)に基づき、対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することとしています。											
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)感染症対策費(全部)[平成24年度予算額:59,839,231千円] (項)検疫所業務等実施費(全部)[平成24年度予算額:669,347千円]											
		区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額				
施策の予算額・執行額等	状況 行額」欄には、独法の (千円)	当初予算(a)	27,074,928	25,600,031	30,226,263	26,899,370	60,508,605	82,411,998				
		補正予算(b)	37,865,241	20,719,696	108,536,131	103,591,669	0					
※「執行額」欄には、独法の		繰越し等(c)	0	45,594,368	23,553,514	7,135	0					
運営費交付金は含まない。		合計(a+b+c)	64,940,169	91,914,095	162,315,908	130,498,174	60,508,605					
	執行	執行額(千円、d)		57,004,664	139,015,315	120,498,544						
	執行率	(%, d/(a+b+c))	50.7%			92.3%						
施策に関係する内閣の重	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)						
要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	_			_		_						

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	第一種感染症指定医療機関を	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度
	設置している都道府県数	32	26	29	31	32		47
	年度ごとの目標値		_	-	_	_		
	指標2	基準値	実績値					目標値
	予防接種の接種率	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	(麻しん)	94.5%	86.9%	86.9%	88.2%	集計中		おおむね95%
	(風しん)	94.8%	86.9%	87.0%	90.1%	集計中		おおむね95%
	年度ごとの目標値		おおむね95%	おおむね95%	おおむね95%	おおむね95%		
	指標3 結核患者罹患率の推移	基準値	実績値					目標値
		23年	20年	21年	22年	23年	24年	27年
		-	19.4	19	18.2	17.7		15
	年度ごとの目標値		18	18	18	17.6		
	指標4	基準値	実績値					目標値
	都道府県における肝炎対策に	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度
	関する計画等の策定数	-	_	_	_	32		47
	年度ごとの目標値		_	_	_	47		
	↓└ ↓₩ ┌		施策の進捗状況(実績)					目標
			平成24年5月23日の厚生科学審議会感染症分科会予防					24年度
	指標5 予防接種法の改正作業		接種部会において、「予防接種制度の見直しについて (第二次提言)」が取りまとめられ、できるだけ早期に予 防接種法の改正法案を国会に提出できるよう検討や関 係者との調整を進めています。					改正法案を国 会に提出

○感染症対策については、新型インフルエンザ等の感染症患者への医療提供を担 う第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県の数(指標1)について、平 成23年度までは年度ごとの目標値を予め設定していないため、目標に対する達成 度は評価できませんが、毎年度箇所数は増加しており、医療機関への設備の整備 や維持管理に関する各種補助制度が有効であったと評価できます。なお、平成24 年度以降は毎年3箇所ずつ箇所数を増加させる目標を立て、平成28年度には全都 道府県で設置されることを目指します。 また、直接服薬確認療法(DOTS)の推進により、結核患者罹患率(指標3)が減少 しているものの、平成23年までにおいて目標値に到達していません。要因としては、 高齢者や外国籍患者等のハイリスクグループの中で、患者数減少率の鈍化が見ら れたことなどが考えられます。 ○予防接種については、接種率(指標2)が、平成22年度までにおいて、麻しん・風 しん共に前年度以上の実績を上げており、麻しん対策推進会議の定期的な開催や 予防接種に関する情報発信などが有効であったと評価できます。しかしながら、各 年度の目標値には達しておらず、これは現在、平成20年度から平成24年度までに 有効性の評価 時限的に接種の対象としている、中学生、高校生での接種率が相対的に低いことな どが要因であると考えられます。 また、いわゆる「ワクチンギャップ」の解消等を目的とした予防接種制度の見直し(指 標5)について、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で、平成24年5月23日 に「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)」が取りまとめられ、これを踏まえ て改正法案の国会提出に向け検討や調整を進めています。 〇肝炎対策については、平成23年5月に策定された肝炎対策の推進に関する指針 において、都道府県において肝炎対策に関する計画を策定することが望ましいとさ れました。平成23年度の都道府県における計画の策定数(指標4)は32都道府県と なっています。平成23年度の目標値に達していない要因としては、指針の策定が平 成23年度であったことから、十分な検討時間が確保できていない都道府県があるこ となどが考えられます。 ○感染症対策については、感染症指定医療機関に関する補助を行っており、近年 の予算額が同水準であるにもかかわらず、第一種感染症指定医療機関を設置して いる都道府県の数は年々増加していることから、効率的な取組みが行われていると 考えられます。 また、結核対策については、結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS)等に補 助を行っており、この予算額が同水準であるにもかかわらず結核患者罹患率が減 少していることから、効率的な取組みが行われていると考えられます。 〇予防接種については、HPなどの安価な手段で普及啓発に取り組んでおり、これ が疾病への罹患による社会的損失や医療費の削減につながることから、効率的に 実施できたと考えられます。 効率性の評価 〇肝炎対策については、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制の構築 を行っており、これが肝炎患者の早期発見・早期治療に資することから、効率的に 実施できたと考えられます。 評価結果と今後の方向性

〇感染症対策について

【現状分析】

感染症患者への医療提供体制の整備は着実に進んでおり、国の各種補助制度が 有効に機能していると考えられますが、第一種感染症指定医療機関がまだ設置されていない都道府県もあり、引き続き体制整備に向けた支援が必要です。

【今後の方向性】 第一種感染症指定医療機関について、全都道府県での設置を目指して引き続き運営費等の補助を行うとともに、未設置の都道府県と打ち合わせを行うなどして指定の働きかけを続けていきます。

〇結核対策について

【現状分析】

結核患者の罹患率は減少が続いており、結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS)などの取組みが有効に機能していると考えられますが、現在も年間約2万3千人が新たに結核患者となっており、引き続き対策を推進していく必要があります。 【今後の方向性】

引き続き、補助金等により、都道府県等が行う高齢者対策を含めた取組を支援するとともに、ホームページ掲載等を通じて、医療関係者や、高齢者及びハイリスクグループも含めた国民への早期受診の呼びかけなどを行っていきます。

評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評

価)と今後の方向性)

〇予防接種について 【現状分析】

予防接種法に基づく予防接種で概ね高い接種率が維持されており、市町村に加え、国による普及啓発等が有効に機能していると考えられますが、目標達成に向け、引き続き施策を推進していく必要があります。

【今後の方向性】

麻しんについては、重点的な対策が必要であることから、予防接種も含めた麻しん対策の新たな方向性を示せるよう「麻しんに関する特定感染症予防指針」の見直しの検討を進めているところであり、この検討を踏まえ対策を講じていきます。また、予防接種制度の見直しについては、予防接種部会の第二次提言等を踏まえ、できるだけ早期に改正法案を国会に提出できるよう、引き続き検討や市町村等関係者との調整を進めていきます。

〇肝炎対策について

【現状分析】

肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、放置すると 肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発 見・早期治療が極めて重要であり、引き続き対策を推進する必要があります。 【今後の方向性】

都道府県において、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村の連携による肝炎対策を推進することが必要であり、国としても引き続き支援していきます。

以下の口で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) 予算について ・予防接種関係。予防接種部会の第二次提言等を踏まえ、予防接種法改正に伴う 必要経費を計上したこと等。 測定指標5に関連し、予防接種法改正に伴う税制上の所要の措置について要望を 税制改正要望について 検討します。 評価結果の政策への 以下の口で囲んだ方向で検討します。 反映の方向性 <u>•減員</u> √増員(予防接種関係。予防接種対策を強化するため。) 機構・定員について (予防接種室(省令室)の設置(予防接種行政の体制を強化するため。)) (厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(仮称)の設置(厚生科学審議会感染 症分科会を廃止し、予防接種施策全般について科学的な知見に基づき評価・検討 する組織を設置するため。))

学識経験を有する者の知 見の活用

第1回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(平成24年7月30日開催)で議論いただいたところ、結核に関する情報提供や高齢者対策の必要性についてご指摘を受け、結核対策の今後の方向性についての記載を修正しました。

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-

bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%a9&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H10F03601000099&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1【予防接種法】

URL:http://law.e-gov.go.jp/cgi-

bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%e6&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S23HO068&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

【肝炎対策基本法】

URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-

参考•関連資料等

bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%a9&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H21HO097&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

関連事業の行政事業レビューシート URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/03.html (事業番号0101,0107,0111,0118)

感染症指定医療機関の指定状況 URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html 麻しん風しん予防接種の実施状況 URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-

kansenshou21/hashika.html

結核登録者情報調査年報集計結果(概況) URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou03/10.html

肝炎総合対策の推進 URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/

担当部局名 健康局 作成責任者名 結核感染症課長 政策評価実施時期 平成24年9月